石川ナースナビ 利用約款

石川ナースナビを利用される事業者は、「石川ナースナビ」を企画・管理する石川県および「石川 ナースナビ」の運営事務局を務める株式会社人材情報センターに対し、以下の約款に同意してい ただく必要があります。

第 1 条(約款の適用)

石川ナースナビ利用約款(以下「本約款」といいます。)は、石川県が企画・管理し、株式会社人材情報センター(以下、「JJC」といいます。また、石川県とJJCを総称して「運営管理者」といいます。)が運営事務局を務める「石川ナースナビ」の利用に関して、申込契約をした事業者(以下「事業者」といいます。)に対して適用されるものとします。

2 運営管理者は、本約款に基づき事業者に石川ナースナビにかかるサービスを提供するものとし、事業者は、本約款に定める業務を誠実に履行するものとします。

第 2 条(基本用語の定義)

本約款において使用する基本用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 石川ナースナビ: 運営管理者が提供する事業者の看護職員等を対象とした採用活動を支援するインターネットウェブサイト(https://ishikawa-nursenavi.com/)および当該サイトに含まれる管理システム等のサービスの総称をいいます。
- (2) 管理システム: 資料請求者データの管理および検索を、事業者の手元の端末等からインターネット経由で運営管理者のデータベースサーバーにアクセスすることにより、行うことが可能な石川ナースナビ専用の採用管理システムをいいます。
- (3) 石川ナースナビマニュアル: 運営事務局が事業者に提供する、事業者が石川ナースナビを 適切に利用するための操作方法・注意事項等石川ナースナビ利用上の運用ルールを記載した 文書をいいます。
- (4) 資料請求者: 石川ナースナビを通じて事業者に資料請求を行った看護職員等をいいます。

第 3 条(石川ナースナビの利用申込)

事業者は、石川ナースナビの利用にかかる申し込みを行う場合には、石川ナースナビのしくみおよび石川ナースナビにより提供されるサービスの内容を理解・承諾の上、所定の申込書もしくは石川ナースナビの申込フォームにより申し込むものとします。

第 4 条(契約の成立)

前条の事業者による石川ナースナビの利用にかかる申し込みがなされ、運営管理者の取引基準に基づく確認により、適格と判断した場合において、JJCによる承諾の意思表示が事業者に到達したときをもって、JJCと事業者の間に本契約が成立するものとします。但し、事業者は、本約款

の内容を理解しこれに同意した場合に限り、石川ナースナビを利用することができるものとします。

第 5 条(石川ナースナビの利用)

事業者は、石川ナースナビを利用するにあたり、本約款に規定する事項および石川ナースナビマニュアルを遵守するものとします。なお、運営管理者は、石川ナースナビマニュアルにつき、自己の判断により事業者への通知をもって適宜変更することができるものとします。

2 運営管理者は、事業者が石川ナースナビを利用するにあたり、事業者に対し、予め石川ナースナビマニュアル、その他JJCが必要と判断する石川ナースナビの機能・サービス内容の詳細・利用方法等についての情報を提供するものとします。

第 6 条(石川ナースナビ利用企業 ID 等)

運営管理者は、本契約が成立した場合には、事業者に対し、石川ナースナビの利用にかかるID 等を発行するものとします。

2 事業者は、個人情報保護およびセキュリティ保持の必要上、ID等について厳重な管理義務を 負うものであり、第三者にID等を譲渡または、貸与もしくは開示等してはならないものとします。但 し、事業者が事務処理の必要性からID等を業務委託先に使用させる場合には、事業者の一切の 責任においてこれを行うものとし、それにかかる事故等に関し、運営管理者は何らの責任も負わ ないものとします。

3 運営管理者または事業者の都合によりID等を再発行する場合には、運営管理者は、情報セキュリティの観点から事業者にかかる認証を行うことができるものとします。なお、事業者は、ID等の再発行にかかる事務処理は一定の時間を要し、運営管理者が即時の再発行には応じられないことを予め承諾します。

第 7 条(石川ナースナビへの採用情報の掲載)

事業者は、事業者の法人情報および採用情報等(以下「法人情報等」といいます。)を事業者の端末等から管理画面に直接登録し、運営管理者の審査を通過した場合に、石川ナースナビ上に掲載することができるものとします。この場合、事業者は、石川ナースナビマニュアルの掲載事項を遵守の上、法人情報等を自己の責任と判断において適宜登録するものとします。

2 運営管理者は、事業者が法人情報等を登録した場合には、当該法人情報等の内容が掲載に 適う内容であるか否かを審査することができるものとします。登録された当該法人情報等の内容 が掲載に適うものであると運営管理者が判断した場合には、当該事業者が予め希望した掲載日 時までに、または審査終了後速やかに当該法人情報等を掲載するものとします。

3 事業者が登録した法人情報等が掲載に適しない場合または事実に反すると運営管理者が判断した場合には、運営管理者は、登録された法人情報等の掲載を保留し修正を求める権利を有します。この場合、事業者が当該法人情報等の掲載を希望する場合には、事業者は、掲載基準を満たした内容に修正の上、再度法人情報等の登録を行うものとし、運営管理者は、掲載基準に

適う内容であることを確認の上掲載を行うものとします。

- 4 事業者は、本条に基づき掲載された法人情報等に変更が生じた場合には、直ちに掲載情報に 当該変更内容を反映させるものとします。
- 5 石川ナースナビに関する一切の著作権は、運営管理者が有するものとします。但し、事業者または事業者から委託を受けた第三者が作成した原稿、写真等については、この限りではありません。
- 6 事業者は、運営管理者が、情報提供の多元化等を目的として、石川ナースナビ以外のウェブサイトまたは各種メディアにおいて、事業者の石川ナースナビ上の法人情報等の転載を行うことがあり得ること、および第三者が当該第三者のウェブサイトにおいて、事業者の石川ナースナビ上の法人情報等の掲載を行うことがあり得ることについて、予め了承するものとします。

第8条(サポートサービス)

運営管理者は、事業者のために事業者の石川ナースナビの操作方法、その他石川ナースナビに関する電話および E-mail による問い合わせの受付を行うものとし、サポートの受付時間は、平日 10:00~17:00 とします。

第 9 条(資料請求者情報および機密情報の目的外使用の禁止)

事業者は、資料請求者が石川ナースナビを通じて事業者に提供した内容およびその他の個人情報(以下あわせて「資料請求者情報」といいます。)を採用活動の遂行目的にのみ使用するものとし、その他の目的(商業目的であるか否かを問わない。)に一切使用しないものとします。但し、本人の同意が得られた場合はこの限りではありません。

- 2 事業者は、資料請求者情報を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、本人の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。
- 3 事業者による資料請求者情報の使用および管理に関し、第三者から運営管理者に対して訴訟 提起その他のクレームがなされた場合、かかるクレームや訴訟に対して、事業者は一切の責任と 費用でこれを解決するものとし、運営管理者が一切責任を負わないことに同意するものとします。
- 4 事業者は、石川ナースナビの利用を通じて知りうる運営管理者の一般に公開していない情報 (石川ナースナビに関する情報・しくみ・ノウハウ・プログラムソース等を含む)の一切を第三者へ 開示・漏洩もしくは事業者自らのために利用してはならないものとします。
- 5 事業者は、石川ナースナビの操作を第三者に委託する場合も本条項と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。但しそれにより事業者の責を免れるものではありません。

第 10 条(保守作業等による石川ナースナビの運営の一時的な停止)

運営管理者は、次の各号に該当する場合には事業者への事前の通知や承諾なしに、石川ナースナビの一時的な運営の停止を行うことがあり、事業者は、これを予め承諾します。

(1) 石川ナースナビにかかるサーバーの保守または石川ナースナビの仕様の変更もしくはシス

テムの瑕疵の補修等を行う場合

- (2) 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立により石川ナースナビの運営が困難または不可能になった場合
- (3) 上記各号の他、運営管理者がやむをえない事由により石川ナースナビの運営上一時的な停止が必要と判断した場合
- 2 前項に定める石川ナースナビの一時的な運営の停止により、事業者が登録した法人情報等の石川ナースナビ上への反映の遅れまたは資料請求者からの情報の受信の遅れが生じた場合でも、運営管理者は、何らの責任も負わないものとします。

第 11 条(石川ナースナビおよび管理システムの変更)

事業者は、運営管理者が石川ナースナビを取り巻くシステム環境の変化、石川ナースナビのシステムにかかる瑕疵の修補、石川ナースナビ利用上の不都合または多数の事業者からの要請等により、事業者への事前の通知なく石川ナースナビおよび管理システムを変更する場合があることおよび当該変更の結果、変更後の石川ナースナビおよび管理システムと石川ナースナビマニュアルまたは石川ナースナビマニュアル内の表示等が異なる事態が生じることを予め承諾します。

第 12 条(利用料)

事業者の石川ナースナビ利用料は無料とします。

第 13 条(約款の変更)

運営管理者は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等(以下「変更条件」といいます。)の適用開始日の1か月以上前から適用開始日まで、変更条件を管理画面において掲載するものとします。

- 2 事業者は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の掲載日より1カ月以内に、書面にて運営管理者に対して通知しなければなりません。
- 3 運営管理者が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。
- 4 前項の規定により、本契約が終了する場合を除き、本約款は、適用開始日に、当該変更条件 どおりに当然に変更されるものとします。

第 14 条(運営管理者の機密保持義務および個人情報の取扱い)

運営管理者は、事業者の石川ナースナビの利用により、事業者が石川ナースナビおよび管理システムに登録した法人情報等を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、当該事業者の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、運営管理者は法人情報等および個人情報(以下「個人情報」といいます。)をもとに当該事業者および資料請求者等の個人を特定できない形式による統計データ等を作成し、当該統計データ等につき、何らの制限なく利

用することができるものとします。

- 2 資料請求者が石川ナースナビの機能を利用して事業者へ資料請求をした場合に、運営管理者はその個人情報(氏名、連絡先等)を資料請求者データとして事業者に提供します。
- 3 運営管理者は、事業者から管理を委託された場合、当該個人情報を機密として保持し、事業者の事前の承諾なく、個人情報の複写、破壊、改竄、第三者への開示および漏洩、情報開示目的以外での利用を行いません。
- 4 登録される法人担当者の個人情報(法人名、所属部署名、氏名、連絡先住所、電話番号、E-mail アドレスなど) は、JJCが厳重に保管、管理します。また、下記の利用目的のみで使用し、予め本人の同意なく他の目的で利用することはありません。なお、法人担当者の個人情報のご登録は任意ですが、ご登録いただけない場合、石川ナースナビのサービスが受けられない場合があります。
 - (1) 石川ナースナビ掲載内容に関する運営管理者からの問い合わせや連絡
 - (2) 石川県の医療福祉関連サービス等のご案内
 - (3) 各種アンケート調査等の依頼
 - (4) システム運用のサポート業務におけるご連絡
- ※ 登録情報は、事業者の管理システムより随時、変更・追加ができます。

なお、登録情報の開示、利用目的の通知、訂正、追加または削除および利用または提供の拒否 等の問い合わせは以下にご連絡下さい。

【問い合わせ先】

石川ナースナビ 個人情報相談窓口:

〒 920-0024 石川県金沢市西念 1-1-3 コンフィデンス金沢 4F (株)人材情報センター TEL:076-263-6663(代)

- 5 運営管理者は、事業者の個人情報を適正に管理し、石川ナースナビ利用終了時まで保持した後、適正に廃棄するものとします。
- 6 JJCは、個人情報保護責任者を選定し、業務遂行上個人情報を取り扱うことが必要な従業者にのみ個人情報を取り扱わせるものとします。
- 7 JJCは、業務上必要な範囲内でのみ第三者に個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託することができるものとします(以下、かかる第三者を「委託先」といいます。)。但し、その場合、JJCは、本条におけるJJCの義務と同等の義務を委託先に負わせるものとします。
- 8 運営管理者は、事業者から個人情報の管理体制についての報告を求められた場合、第三者の個人情報の秘匿性を害することがない方法および内容で、事業者に対して当該報告を行うものとします。
- 9 本サイトで収集した個人情報について、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意が得られた場合、その他適用のある個人情報保護法制に基づき許容される場合を除き、第三者に提供いたしません。

第 15 条(運営管理者の免責)

事業者は、自己の責任により石川ナースナビを利用するものとします。運営管理者は、本契約も しくは、その履行および石川ナースナビの利用に関して事業者につき生じた損害について、運営 管理者の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何らの賠償義務を 負わないものとします。なお、運営管理者が責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ 通常の損害の範囲に限られるものとします。

- 2 運営管理者は、前項にかかわらず、第 14 条の義務に違反し、個人情報の帰属主体(以下「本人」といいます。)に損害を与えた場合には、本人に対する責任を負うものとし、事業者が本人からの請求に応じて損害賠償をした場合、その賠償金相当額を事業者に対して支払うものとします。但し、事業者が本人からの損害賠償の請求を受けた後直ちに運営管理者に対してその旨通知し、運営管理者に対して紛争解決にあたる機会を与えなかった場合はこの限りではありません。
- 3 運営管理者は、天災地変その他不可抗力(運営管理者の責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳、回線の障害、サーバーダウン等を含みます。)により生じた損失につき何らの責任も負わないものとします。
- 4 運営管理者は、業務上通常要求される程度の合理的な措置を運営管理者が講じていたにも関わらず、事業者または第三者の責めに帰すべき事由により生じた損失(①ウイルスによるサーバーダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、②ハッキングによるサーバーダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、③プロバイダのダウン、④事業者の操作ミスによるデータの流出・損壊、採用機会の損失および誤った情報の掲載、⑤システム環境の変化による障害等の運営管理者の責によらない石川ナースナビにかかるシステムの瑕疵などを含みます。)につき、何らの責任も負わないものとします。

第 16 条(権利義務譲渡の禁止)

事業者は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、JJCの事前の承諾なく、第三者に譲渡 もしくは貸与し、または担保に供してならないものとします。

第 17 条(禁止事項)

セキュリティ保持の必要性に鑑み、事業者の自動巡回プログラム等により石川ナースナビに関するシステムの全部または一部に過負荷をもたらすおそれのある行為は一切禁止します。万一事業者が当該行為を行った場合、運営管理者はこれに対し事前予告なくして遮断措置等技術上の措置を講じることができるものとし、これにより事業者に損失が生じた場合でも運営管理者は何ら責任を負わないものとします。

第 18 条(契約期間・解除)

本契約の有効期間は、契約の成立日より石川ナースナビサービス期間終了日までとします。

2 前項にかかわらず、運営管理者または事業者は、相手方が次の各号に該当するときには、相

手方に対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除または石川ナースナビの一定期間の利用を停止することができます。

- (1) 本約款の規定に違反したとき
- (2) 相手方の信用を傷つけたとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
- (4) 事業を廃止したとき、または清算にはいったとき
- (5) 事業者が内定の取消または採用中止その他差別的な取り扱いまたは言動等、採用活動上望ましくない行為を行ったとき
- (6) 事業者が法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったことにより運営管理者が石 川ナースナビに法人情報等を掲載することが望ましくないと判断したとき
- (7) その他本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき
- 3 運営管理者は、前項各号に定める事項の他、第三者からの苦情または事業者に起因するトラブル等から、事業者による石川ナースナビの利用が、運営管理者または石川ナースナビの信用等に影響を及ぼす可能性があると判断した場合には、事業者に対し通知することにより、本契約を即時に解除することができるものとします。

第 19 条(合意管轄)

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条(存続条項)

本契約終了後も、第9条、第14条、第15条、第19条、第21条および本条は有効に存続するものとします。

第 21 条(協議解決)

本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に限定されていない事項については、運営管理者と事業者は、協議の上円満に解決するものとします。

附則: 平成 25 年 6 月 5 日作成 令和 4 年 8 月 1 日改定